

社労業務
係より

「1/1~4/6までの3.2月分の賃金はすべて1年分の全額の社保料として徴収します!」と言われたら「えッ、チヨット待って!」と誰もが言いたくなるでしょう。これに雇保料と税金を加えると無収入の期間は、さらに5月中旬から6月下旬へと伸びます。「協会けんぽ、4月から大幅UP! 全国平均は過去最高の9.34%に…」(1/28朝日)との報道に半年前のある文書を思い出しました。

協会けんぽ
3月分より大幅UP!
雇保料も
4月から

「建設業者監督処分簿」をご存じでしょうか? 県のHPを見ると、'07.10.1からの処分の詳細事項が出てきます。処分の内容は①指示処分②営業停止処分③許可の取消処分の3つですが、どういう場合にどういった処分がされる

のか一目瞭然です。一番軽い①は労災事故での労働安全衛生法違反、無許可業者との下請契約、専任技術者の一定期間専任義務違反、経審での完工高水増し、現場の主任技術者に関する違反、産廃



ご存じの建設業者への処分、県のHPで
ですか! 詳細公表

「協会けんぽからのお知らせ」との文書です。「従来の全国一律の保険料率では疾病の予防等の地域の取組により医療費が低くなってしまっても、その地域の保険料率に反映されないという問題点が…」とあたかも保険料が下が

るかのような説明です。昨年9月、協会けんぽに移行すると同

時に保険料率は8.2%→8.23%にUPしましたが、11・12月号の「社保おおいた」で財政の厳しさを強調し更なる大幅UPを予告していました。期待が失望に変わる…「国民の生活第一」は一体どこに…??

法違反での罰金刑です。次に②は虚偽の請負賠責

保険で市と契約、宅建業法違反で罰金刑、虚偽の契約書による下請報告書を市に提出、技術者や工事に関する経審虚偽申請、2年度に渡る経審での完工高水増し、産廃法違反での懲役刑です。一番厳し

い③は経管者や専任技術者の虚偽申請、建設業法違反で罰金刑、許可の欠格要件隠し、刑法違反で罰金刑です。HPには指名停止業者の一覧表も出ています。

許可認定
係より



従業員を解雇する前に、賃金の80~90%を助成する『中小企業緊急雇用安定助成金』の活用を!